

未来へつなごう！清らかな水と豊かな大地！

水土里ネット 高梁川用水 だより

第5号

令和2年7月発行

高梁川用水土地改良区

〒719-1156

岡山県総社市門田 283 番地

TEL 0866-31-5200

FAX 0866-31-5201

URL <http://t-midori.net/>

E-mail takahashigawa@t-midori.net



小阪部川ダム（新見市）

目次

- ◆令和元年度 通常総代会の開催
- ◆主な業務内容について
- ◆国営施設機能保全事業「小阪部川地区」の実施状況
- ◆主なトピックス
- ◆小阪部川ダム事前放流への対応について
- ◆組合員の皆様へのお願い
- ◆役職員名簿及び組織図

お知らせ

受益面積 6,942.9ha
組合員数 19,623人
(令和2年4月1日現在)

水土里ネットとは土地改良区のアピールです。

「水」は農業用水、地域用水など。

「土」は土地、農地、土壌など。

「里」は農村空間。

農地や地域住民が一体となった生活空間などを意味しています。



◆概 要

令和2年3月24日（火）午前10時から令和元年度通常総代会を、当土地改良区事務所で、総代91名（85名は書面議決による）の出席により開催しました。本年度の総代会は新型コロナウイルス感染拡大防止の政府の方針を踏まえ、特別に書面議決を導入し、必要最小限の出席者での開催としました。

なお、役員の補欠選任及び令和2年度収支予算並びに事業計画など提出された議案は、いずれも原案のとおり賛成多数で可決されました。

◆矢野理事長挨拶

令和元年度通常総代会を開催するにあたり、一言挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス感染症の拡大が心配される中、議長、議事録記名人、開票立会人の役をお引き受けいただいた総代の皆様には、ご出席を賜り心から感謝申し上げます。今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、他の総代の皆様には出席をいただかず、書面で議決をお願いすることにより、必要最小限の出席者による開催とさせて頂いておりますことを、まずもってご了承をお願いします。

さて、一昨年の西日本豪雨に続き、昨年9月には小阪部川ダム周辺の新見市において、時間雨量100mmを超える降雨で、多大な被害が発生するなど、異常気象が続いています。このような中、昨年12月、国では「既存ダムの洪水調整機能の強化に向けた基本方針」が決定され、利水ダムでも、貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、河川管理者等と連携し、速やかに必要な措置を講じることとなっています。当小阪部川ダムでも、農政局主導の下、時期ごとの低水位管理、事前放流の実施について検討されているところであり、今年の出水期までには具体的内容が示されるものと聞いております。ダム管理者である、我々土地改良区といたしましても、本来の目的である農業用水の確保とともに、減災対策にも取り組んで参りたいと考えております。さて、本日ご提案申し上げます議案は、役員の補欠選任、令和元年度の収支補正予算、令和2年度の事業計画と予算、そして、土地改良法の改正に伴う定款等の改正などですが、何卒、慎重なご審議をいただきまして、適切な決定ができますようお願い申し上げます。最後になりましたが、皆様方の、今後一層のご活躍と、益々のご健勝を祈念申し上げます、開会のご挨拶といたします。



◆功労者表彰

この表彰は当土地改良区の業務に貢献し、その功績が顕著であった総代・役員に対して贈られるものであり、この度は永年表彰として、在任期間12年となる総代12名、役員1名を表彰しました。

職名	氏 名	住 所
理事	藤井 裕志	
総代	掲載終了	



○特別議案 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた書面議決について

- ・新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため今年度に限り書面議決を導入する。

○議案第 1 号 役員の補欠選任について

- ・選任日 令和 2 年 3 月 24 日
- ・選任すべき役員数 監事 1 名
- ・被選任区 第 3, 4 区
- ・被選任人候補者 倉敷市茶屋町早沖 634 番地
田中 肇
- ・被選任人の就任日 令和 2 年 4 月 1 日

○議案第 2 号 平成 30 年度事業報告及び財産目録の承認について

○議案第 3 号 平成 30 年度収支決算の承認について

◆平成 30 年度 一般会計収支決算

収入総額 127,878,368 円 支出総額 125,660,207 円 差引残高 2,218,161 円 (令和元年度へ繰越)

収 入 (単位：円)

項 目	決 算 額	備 考
1 土地改良事業収入	38,330,596	経常賦課金 10a:560 円
2 附 帯 事 業 収 入	36,914,400	中国電力発電使用料
3 補 助 金 等 収 入	3,132,000	国営造成施設管理体制整備促進事業補助金ほか
4 繰 入 金	38,541,000	特別会計農地転用決済金から繰入
5 受 託 料 収 入	7,375,709	高梁川合同堰樋門操作及び十二ヶ郷水路施設操作ほか
6 雑 収 入	110,401	過年度賦課金、過怠金ほか
7 繰 越 金	3,474,262	前年度からの繰越
合 計	127,878,368	

支 出

項 目	決 算 額	備 考
1 一 般 管 理 費	89,629,231	会議費、人件費、事務費、賦課経費、諸税ほか
2 選 挙 費	0	補欠選挙経費 (予備)
3 土地改良事業費	10,430,976	ダム維持管理費、受託業務経費、国庫補助事業経費ほか
4 繰 出 金	25,600,000	財政調整基金、職員退職基金など積立金への繰出
5 予 備 費	0	
合 計	125,660,207	

○議案第 4 号 令和元年度収支補正予算の承認について

○議案第 5 号 賦課金の不納欠損処分の議決について

○議案第 6 号 令和 2 年度事業計画の議決について

○議案第 7 号 令和 2 年度収支予算の議決について

◆令和 2 年度 一般会計収支予算

収入総額 123,334,000 円 支出総額 123,334,000 円

収 入

(単位：円)

項 目	予 算 額	備 考
1 土地改良事業収入	45,201,000	経常賦課金 10a:670 円
2 附 帯 事 業 収 入	37,598,000	ダム発電使用料
3 補 助 金 等 収 入	1,232,000	国営造成施設管理体制整備促進事業ほか補助金
4 繰 入 金	28,809,000	特別会計農地転用決済金ほかから繰入
5 受 託 料 収 入	8,242,000	高梁川合同堰樋門操作及び十二ヶ郷用水施設操作ほか
6 雑 収 入	252,000	過年度賦課金、過怠金ほか
7 繰 越 金	2,000,000	前年度からの繰越
合 計	123,334,000	

支 出

項 目	予 算 額	備 考
1 一 般 管 理 費	94,854,000	会議費、人件費、事務費、賦課経費、諸税ほか
2 選 挙 費	700,000	総代選挙費用
3 土地改良事業費	10,180,000	ダム維持管理費、受託業務経費、国庫補助事業経費ほか
4 繰 出 金	17,100,000	財政調整基金、職員退職基金など積立金への繰出
5 予 備 費	500,000	
合 計	123,334,000	

○議案第 8 号 令和 2 年度賦課金の賦課徴収の議決について

○議案第 9 号 令和 2 年度金銭預入先金融機関の議決について

○議案第 10 号 令和 2 年度特別会計農地転用決済金の一時流用の議決について

○議案第 11 号 定款、規約、諸規程の一部改正及び制定の議決について

- ・平成 31 年 4 月から施行された改正土地改良法に伴い、国から示された例に合わせ、定款及び役員選任規程並びに規約の条文改正と細部の文言を修正します。
- ・総代選挙は、当土地改良区自ら行うこととなったため、総代選挙規程を新たに制定します。
- ・適正なダムの運用を行うため、配水計画の内容と策定方法、用水期間中の対応について取り決める利水調整規程を新たに制定します。

◆開催状況写真



議案の議決



役員の補欠選任

◆小阪部川ダム維持管理

岡山南部の受益地で農業用水が不足したときのための補給水として、農業用水を貯水するための小阪部川ダムの維持管理及び運用を行っています。小阪部川ダムは農業用水と水道用水の補給を行うためのダムですが、主な目的は農業用水の補給であるため、6月上旬までにはダムをほぼ満水にして、6月15日から9月23日をかんがい期間として必要な量を放流しています。

旧来、岡山南部地域の農業用水は高梁川を水源とし、自然に流れる水を取水していましたが、一旦^{かんばつ}旱魃が発生すると大きな被害が生ずることから、小阪部川ダムを造り、河川を自然に流れる流量が少なくなる時期にその水量を補給することとし、農林省によって昭和30年にダムが完成しました。

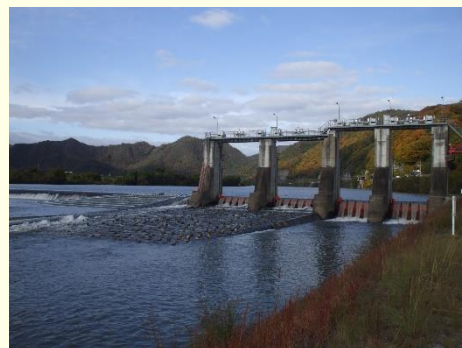
特に、代かき期である6月15日から6月21日を第一期、水稻の生育内で最も水を必要とする穂形成期の8月1日から8月7日を第二期、出穂期の8月25日から9月3日を第三期として放流量を増加させ、一定量を農業用水補給のため放流しています。小阪部川ダムは岡山市、倉敷市、総社市、早島町の受益地約7,000ヘクタールへ農業用水を供給しています。



◆基幹的農業水利施設適正管理事業「高梁川合同堰樋門操作等業務及び水路維持管理業務」の受託

【施設の紹介】

高梁川合同堰は湛井堰と上原井領堰が合口されたものです。この堰は、国営附帯県営かんがい排水事業「高梁川地区」により昭和32年に着工され、昭和41年に竣工。その後、施設の老朽化のため、国営かんがい排水事業「岡山南部地区」により平成10年度から土砂吐、洪水吐ゲートの更新、護床工の改修及び取水ゲートの整備を行うとともに十二ヶ郷用水路の改修と各ゲートが更新され、平成27年度に完了しています。合同堰から取水している水系は湛井十二ヶ郷用水及び上原井領用水であり、現在約4,300ヘクタールの農地へ配水されています。



【内容】

平成19年度から施設を所轄する岡山県備中県民局から下記の業務を受託しています。

- ・高梁川合同堰の保全、樋門開閉操作及び水管理システム操作
- ・高梁川合同堰取水口外側・内側スクリーンの清掃による水路維持及び管理用地内の草刈

◆湛井十二ヶ郷用水路施設操作等業務の受託

【施設の紹介】

県下でも最大の灌漑面積と古い歴史をもつ湛井十二ヶ郷用水は、平安時代末期の武将妹尾太郎兼康（以後兼康）により築造されたと伝えられています。

十二ヶ郷用水の配水地域は、上流から刑部郷・真壁郷・八田部郷・三輪郷・三須郷・服部郷・荘内郷・加茂郷・庭瀬郷・撫川郷・庄郷・妹尾郷（現在の総社市南東部、岡山市西部、倉敷市北東部、岡山市南西部）の十二箇郷であり、この用水を利用して稲作をしている水田の面積は、現在約4,000ヘクタールにおよんでいます。

また、湛井十二ヶ郷用水路は安定した農業用水の通水のみだけでなく、生き物の生息の場、雨水や生活排水、防火用水などの多面的な機能も果たしています。

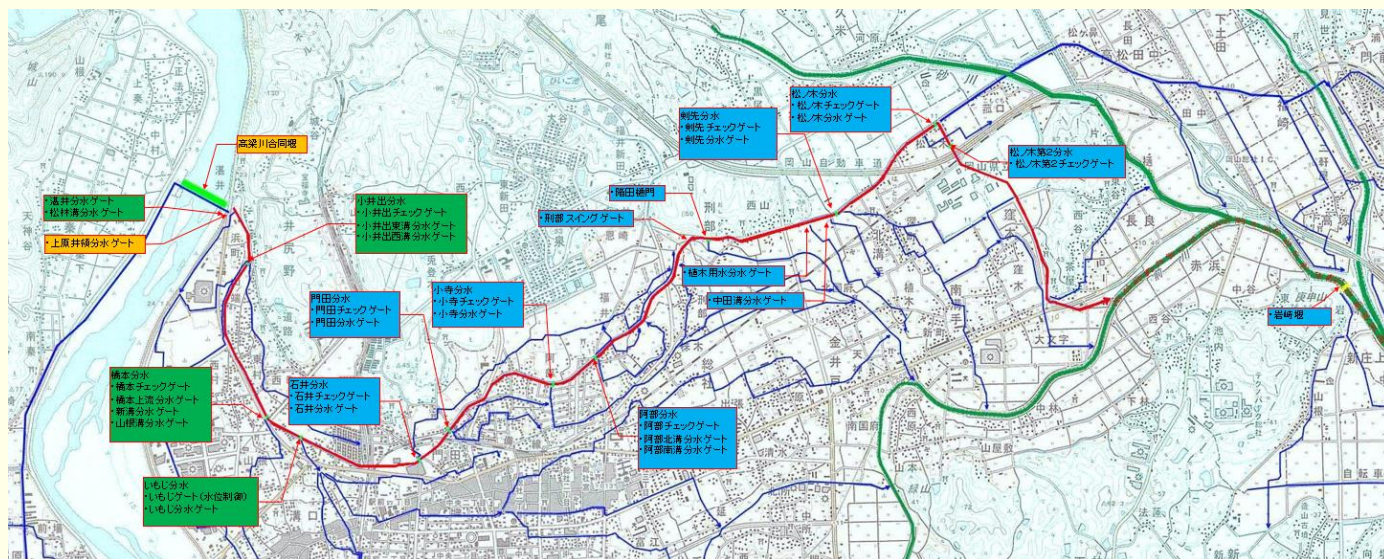


【内容】

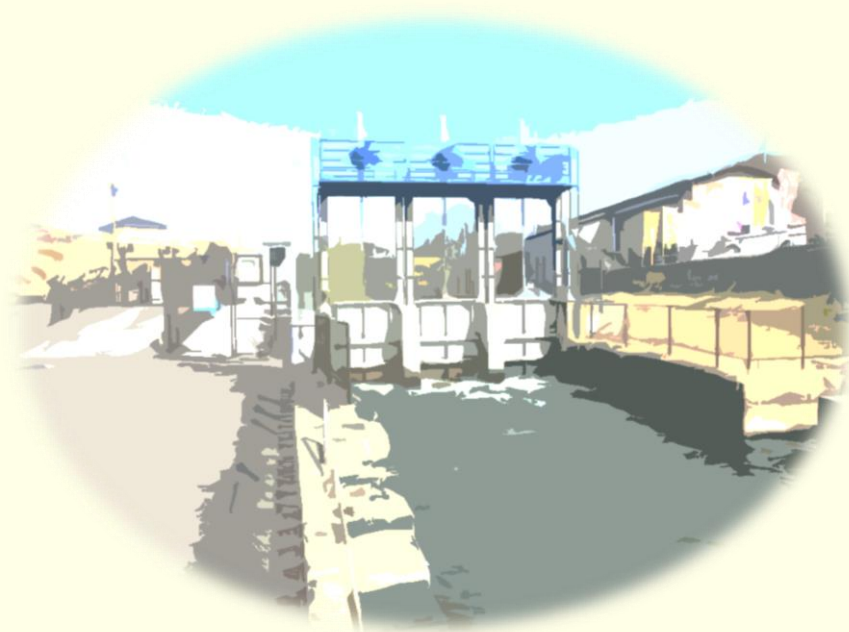
平成 28 年度から湛井十二ヶ郷用水路内の湛井十二箇郷組合及び六ヶ郷組合の管理する施設について、下記の業務を受託しています。

- ・ 降雨時等における総社市内の洪水対策のためのゲート操作
- ・ かんがい期、非かんがい期におけるゲート開度等の設定
- ・ 減水時等を利用した十二ヶ郷用水路内のチェックゲート及び分水ゲートの動作確認
- ・ その他必要に応じた開閉操作

【湛井十二ヶ郷用水路施設概要図】



- : 湛井十二ヶ郷用水幹線水路
- : 湛井十二ヶ郷用水支線水路
- : 湛井十二箇郷組合操作等受託施設
- : 六ヶ郷組合操作等受託施設
- : 岡山県操作等受託施設



○事業目的

小阪部川地区の受益地は岡山県の南部に位置する岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町にまたがる県下でも有数の穀倉地帯で、水稻を中心に、水田の畑利用等による大麦、大豆、野菜等を組み合わせた農業経営が展開されています。

本地区の基幹的な農業水利施設である小阪部川ダムは、国営小阪部川農業水利事業（昭和 23 年度～昭和 30 年度）により造成されましたが、築造から約 60 年が経過した現在、取水設備及び放流設備においてはゲート等が腐食し、管理設備においては操作、制御の不具合等が生じています。今後、更なる老朽化の進行により、施設の維持管理に多大な費用と労力を要するとともに、農業用水の安定供給に支障をきたすことが予想されます。

このため、ダムの機能を保全するよう、堤体、取水・放流設備及び観測・警報設備などの更新・整備を行い、施設の長寿命化と施設の維持管理費用の軽減及び農業用水の安定供給を図り、農業生産性の維持及び農業経営の安定に資することを目的に実施しています。

○事業概要

- 1 事業名 国営施設機能保全事業 小阪部川地区
- 2 事業期間 平成 26 年度～令和 5 年度（予定）
- 3 関係市町 岡山市、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町
- 4 受益面積 6,730 ha（うち水田 6,716 ha、畑 14 ha）
- 5 総事業費 45 億円
- 6 事業内容 堤体、取水設備、放流設備、観測・放流警報設備の改修・更新

○事業の実施状況

事業の実施については下記のとおり、担当となる中国四国農政局岡山南土地改良建設事業所小阪部川支所と当改良区で随時協議調整を図りながら計画的且つ着実に進められています。

1 令和元年度までの事業進捗状況

- ・改修工事のための道路法面保護工事
 - ・ダム管理事務所建築工事
 - ・ダム取水設備（角落し）整備工事
 - ・ダム付帯施設及び周辺整備工事
- 「進捗率」40%（実施済額 約 17.95 億円/総事業費 45 億円）

2 令和 2 年度事業実施予定

- ・ダム放流設備（放流バルブ）整備工事
- ・ダム係船設備工事
- ・ダム予備発電設備整備工事
- ・ダム周辺整備工事

3 令和 3 年度以降の事業実施予定

- ・ダム取水設備（主制水ゲート）整備工事
- ・水管理システム整備工事
- ・堤体補修工事

4 事業担当窓口

岡山南土地改良建設事業所 小阪部川支所
〒710-0834
岡山県倉敷市笹沖 455-3 都市開発ビル 2F
TEL：086-441-2601 FAX：086-441-2647



完成した表面取水ゲート（角落し）

◆高梁川合同堰水利用連絡協議会 定例会議開催

令和元年 7 月 12 日 10 時から、令和元年度高梁川合同堰水利用連絡協議会定例会議を当土地改良区事務所で開催しました。関係する利水組織及び行政機関の皆様に出席いただき、高梁川流域全体の適正な水利用を図る組織である「高梁川水系水利用協議会」協議内容の報告、令和元年度小阪部川ダム運用状況と今後の放流計画等について説明するとともに、国から国営事業の実施状況について報告いただきました。

あわせて、関係利水組織を代表して各行政機関から、各用水における農業用水の取水等の状況について報告いただきました。

また、ダム事前放流についての質問や様々な意見交換、連絡調整を行いました。



○活動方針

当協議会は、前述の目的を達成するため次の事項を協議します。

- ・ 水利用の調整の時期及び方法に関すること。
- ・ 合理的な水利用の方策に関すること。
- ・ 渇水時における水利用の調整に関すること。
- ・ その他円滑な水利用の推進を図るために必要な事項に関すること。

○構成メンバー

役 職	所 属 等	協議会職名
委 員	高梁川用水土地改良区 理事長	会 長
委 員	湛井十二箇郷組合議会 議長	副会長
委 員	六ヶ郷組合議会 議長	
委 員	黒住堰代表者	
委 員	三ヶ村組合議会 議長	
委 員	四ヶ郷組合議会 議長	
委 員	西一郷半組合議会 議長	
委 員	福富堰代表者	
委 員	八樋堰代表者	
委 員	東六間川用排水施設組合 組合長	
委 員	岡山市 産業観光局 農村整備課長	副会長
委 員	倉敷市 文化産業局 農林水産部 耕地水路課長	
委 員	総社市 産業部 農林課長	
オブザーバー	岡山県 備中県民局 農林水産事業部 農地農村計画課長	
オブザーバー	農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長	

○開催状況写真



◆令和元年度 国営造成施設管理体制整備促進事業 推進活動

○事業の概要

ダム等、土地改良施設の多面的機能（洪水調節・良好な景観形成・人間教育機能）を発揮するための推進活動計画を関係市町、岡山県等で構成する事業推進協議会で決定し活動を実施するとともに、安全管理の強化等、管理体制の整備を行っています。

○出前講座

当改良区職員が受益地内の小学校を対象に出前講座を開催し、ダムの持つ多面的機能や学区の配水経路、用水路の歴史等を説明しています。

高梁川右岸地区の学校での出前授業はその受益地を管轄する上原井領土地改良区と共催しました。

児童の皆さんは一生懸命に聞いて、メモを取ったりしながら勉強して理解を深めてくれたようです。出前授業終了後に実施したアンケートでは、用水路やダムの掃除などの活動について参加したい回答があり、当講座で児童に各施設の役割だけでなく、その各施設の保全の必要性も啓発できました。

年度	出前講座実施小学校ほか	
R1	1	岡山市立箕島小学校
	2	倉敷市立菅生小学校
	3	倉敷市立蘭小学校
	4	総社市立清音小学校
	5	倉敷市立箭田小学校
	6	岡山市立興除小学校
	7	総社市立総社北小学校
	8	総社市立総社東小学校



○ダム施設保全活動

小阪部川ダム周辺は岡山県の「高梁川上流県立自然公園」に指定され、美しい景観が保全されています。しかし、近年、河川へ投棄されたゴミがダム湖に集積され、ダム管理に支障が出るとともに、景観が悪くなりつつあります。そのため、貯水池のゴミ拾いやダム周辺の草刈りを行う施設保全活動を、平成 23 年度から実施しています。令和元年度も 10 月に本活動へ賛同いただいた N P O 法人、地元振興会、推進協議会構成団体などから 41 名の皆様に参加いただき沢山のゴミが収集され、景観の整備が図られました。

【内容】

- ・ダム湖面及び湖岸に打ち上げられたゴミの収集と公園周辺の草刈り
- ・取水塔、監査廊等のダム施設見学

【活動状況写真】



◆令和2年度 総代選挙について

○概 要

当土地改良区の現総代は、本年10月30日をもって4年の任期が満了となるため、来る10月8日に総代選挙を行います。執行にあたっては、平成30年の土地改良法改正に伴い、従前の市町選挙管理委員会による管理が廃止され、土地改良区自ら実施することとなりました。そのため、令和2年度から新たに制定された総代選挙規程に基づき総代選挙を行う予定としています。なお、主な選挙日程及び総代選挙区等については、以下のとおりです。

○主な選挙日程

- | | |
|---------------------|---------|
| ・令和2年9月29日 | 選挙期日の公告 |
| ・令和2年9月29日から9月30日まで | 立候補届出期間 |
| ・令和2年10月8日 | 選挙期日 |
| ・令和2年10月30日 | 任期満了日 |

○総代選挙区及び定数、区域

総代選挙区	総 代 数	区	域
第1区	9	総社市の内	総社、中央2丁目、中央4丁目、総社1丁目、総社2丁目、総社3丁目、井手、門田、駅前1丁目、井尻野、小寺、福井、刑部
		総社市の内	長良、窪木、南溝手、金井戸、北溝手
		総社市の内	三輪、溝口、駅前2丁目、中央1丁目、中央3丁目、中央5丁目、中央6丁目、駅南1丁目、駅南2丁目、真壁、中原
		総社市の内	三須、下林、上林、赤浜
第2区	2	総社市の内	秦、上原、富原、下原
第3区	2	総社市の内	西郡、地頭片山、岡谷、宿
第4区	2	総社市の内	清音柿木、清音軽部、清音上中島、清音三因、清音古地
第5区	8	倉敷市の内	真備町岡田、真備町辻田
		倉敷市の内	真備町川辺
		倉敷市の内	真備町有井、真備町市場
		倉敷市の内	真備町箭田
		倉敷市の内	真備町下二万
第6区	14	岡山市の内	北区三手、北区小山、北区福崎、北区高塚、北区高松田中、北区下土田、北区門前
		岡山市の内	北区立田、北区高松原古才、北区高松、北区和井元
		岡山市の内	北区吉備津
		岡山市の内	北区加茂、北区惣爪、北区津寺、北区新庄上、北区新庄下
		岡山市の内	北区庭瀬、北区平野、北区延友、北区東花尻、北区西花尻、北区川入、北区撫川、北区中撫川、北区納所、北区大内田
		岡山市の内	南区妹尾
		岡山市の内	南区大福、南区妹尾崎、南区古新田、南区山田
第7区	3	倉敷市の内	上東、下庄、西尾、日畑、矢部、山地
第8区	13	倉敷市の内	松島、二子、栗坂
		倉敷市の内	三田、生坂、西坂、青江、宮前、浜ノ茶屋、浜ノ茶屋1丁目、浜ノ茶屋2丁目、西岡、祐安
		倉敷市の内	中庄、黒崎、鳥羽、徳芳
		倉敷市の内	五日市、中帯江、西田、早高、高須賀
		倉敷市の内	羽島、二日市、加須山、有城、亀山、帯高
		倉敷市の内	茶屋町、茶屋町早沖

総代選挙区	総 代 数	区 域
第 9 区	2	都窪郡早島町の内 前潟、早島
第 10 区	7	倉敷市の内 中央 1 丁目、白楽町、老松町 1 丁目、老松町 2 丁目、老松町 3 丁目、老松町 4 丁目、老松町 5 丁目、田ノ上、沖、沖新町、堀南、西中新田、笹沖、吉岡、浦田、福井、東富井、西富井、上富井、四十瀬、安江、八王寺町、川西町、田ノ上新町
		倉敷市の内 福田町浦田、福田町福田、福田町古新田、北畝 1 丁目、北畝 2 丁目、北畝 3 丁目、北畝 4 丁目、北畝 5 丁目、北畝 6 丁目、北畝 7 丁目、中畝 1 丁目、中畝 2 丁目、中畝 3 丁目、中畝 4 丁目、中畝 5 丁目、中畝 6 丁目、中畝 7 丁目、中畝 8 丁目、中畝 9 丁目、中畝 10 丁目、南畝 1 丁目、南畝 2 丁目、南畝 3 丁目、南畝 4 丁目、南畝 5 丁目、南畝 6 丁目、南畝 7 丁目、松江 1 丁目、松江 2 丁目、松江 3 丁目、松江 4 丁目、東塚 1 丁目、東塚 2 丁目、東塚 3 丁目、東塚 4 丁目、東塚 5 丁目、東塚 6 丁目、東塚 7 丁目、福田町広江、広江 1 丁目、広江 2 丁目、福田町東塚
第 11 区	8	倉敷市の内 酒津、水江、中島
		倉敷市の内 西阿知町、西阿知町西原、片島町、西阿知町新田
		倉敷市の内 連島町連島、連島 1 丁目、連島 2 丁目、連島 3 丁目、連島 4 丁目、連島 5 丁目、連島町亀島新田、連島中央 1 丁目、連島中央 2 丁目、連島中央 3 丁目、連島中央 4 丁目、連島中央 5 丁目、亀島 1 丁目、亀島 2 丁目、神田 1 丁目、神田 2 丁目、神田 3 丁目、神田 4 丁目、連島町矢柄、連島町西之浦、連島町鶴新田
第 12 区	2	倉敷市の内 船穂町船穂、船穂町水江
第 13 区	8	倉敷市の内 玉島長尾、玉島爪崎、新倉敷駅前 1 丁目、新倉敷駅前 2 丁目、新倉敷駅前 3 丁目、新倉敷駅前 4 丁目、新倉敷駅前 5 丁目
		倉敷市の内 玉島八島
		倉敷市の内 玉島上成、玉島、玉島 1 丁目、玉島 2 丁目、玉島 3 丁目、玉島阿賀崎、玉島阿賀崎 1 丁目、玉島阿賀崎 2 丁目、玉島阿賀崎 3 丁目、玉島阿賀崎 4 丁目、玉島阿賀崎 5 丁目、玉島中央町 1 丁目、玉島中央町 2 丁目、玉島中央町 3 丁目、玉島柏島、玉島勇崎、玉島乙島
第 14 区	6	倉敷市の内 東町、美和 1 丁目、美和 2 丁目、石見町、大内、川入、日吉町、北浜町、日ノ出町 1 丁目、日ノ出町 2 丁目、浜町 1 丁目、浜町 2 丁目、昭和 1 丁目、昭和 2 丁目、幸町、大島、福島、平田、阿知 1 丁目、阿知 2 丁目、阿知 3 丁目、寿町
		倉敷市の内 船倉町、稻荷町、南町、中央 2 丁目、新田
		倉敷市の内 黒石、八軒屋、粒浦、粒江
第 15 区	3	倉敷市の内 玉島黒崎、玉島黒崎新町
		倉敷市の内 藤戸町天城、藤戸町藤戸
第 16 区	9	岡山市の内 南区東畦、南区内尾、南区中畦、南区首根、南区西畦
		岡山市の内 南区箕島
		岡山市の内 南区藤田
第 17 区	2	岡山市の内 南区川張、南区彦崎、南区片岡、南区宗津、南区迫川
合 計	100	

◆ダムカードの配布休止について

小阪部川ダムへ来訪された皆様へ、ダムに関する諸元や技術秘話などが掲載されたダムカード（国土交通省公認）を配布していますが、新型コロナウイルスの感染症拡大防止対策として、国からの要請により**現在、ダムカードの配布は当面休止しております。**

なお、**郵送での受け渡しについても原則行っておりません**のでご了承いただきますようお願いいたします。配布再開の時期につきましては、当区ホームページでお知らせいたします。

ダム事前放流への対応について

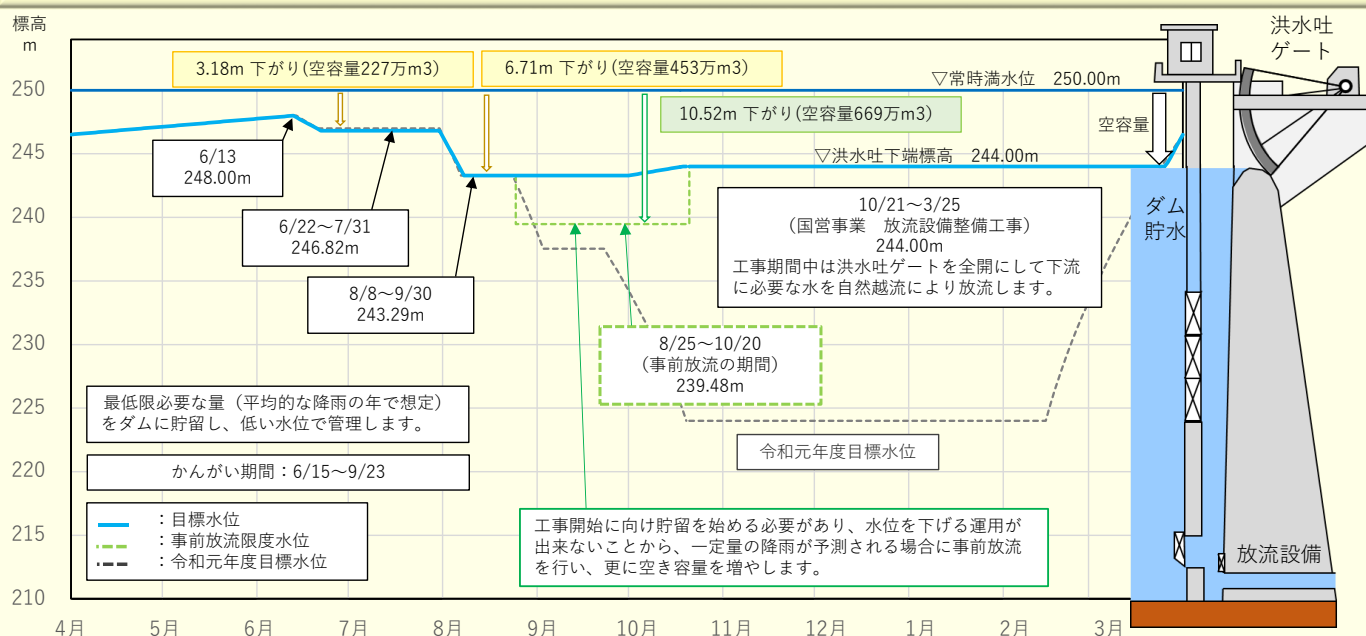
平成 30 年西日本豪雨災害を踏まえ、本年 5 月、高梁川水系全てのダムにおいて大雨が予想される場合、事前放流を行い、洪水調節容量を確保し減災に努めるための治水協定が締結されました。

小阪部川ダムも利水容量の一部を洪水調節に利用することが求められており、令和 2 年度のダム運用については以下のとおり計画しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年度 小阪部川ダムの運用計画

農業用水（補給水）を確保しつつ、突発的な集中豪雨に対して、安全なダム管理と河川の洪水調節を行うために、令和 2 年度は以下のような運用を行います。

- (1) かんがい期に入るまでに満水位とし、農業用水が必要な時に放流するため貯水しますが、令和元年度に引き続き、あらかじめ例年より低い水位に下げておくことにより、ダムの空き容量を増加させる運用を行います。
- (2) 工事のために水位を維持する必要がある 8 月 25 日～10 月 20 日の間は、大きな降雨が予測される場合に放流設備を用いた事前放流を行います。



(事前放流)

降雨の予測に基づき、最大 3 日前から事前放流を行います。



洪水吐ゲートから放流中の小阪部川ダム

◆賦課金について

賦課金は土地改良法 36 条および、当改良区定款第 26 条の規定により、年に一度、地区内の農地に対して賦課されます。納めていただいた賦課金は小阪部川ダムの維持管理費と運営経費に充てられます。

令和 2 年度賦課金単価 670 円/10 アール
納付期限 令和 2 年 8 月 31 日(月)

納期限までに納付がない場合は、督促状を発送し、督促手数料 100 円と滞納日数に応じた延滞金を納めていただきます。

※督促状の発送後、10 日を経過しても納付がない場合、地方税法の例により滞納処分を行う場合がありますので、必ず納期限内に納付してください。

「滞納処分」とは、本人の意思に関係なく強制的に賦課金滞納者の財産を差し押さえ、公売等により換価し賦課金に充てる一連の強制徴収手続きをいいます。

○賦課金の納入方法

賦課金は現金か口座振替のいずれかで納付できます。現在、組合員の約 7 割の方が口座振替により納付されています。金融機関に出向く手間が省け便利ですので、お手続きをされてない方は、ぜひ口座振替による納付をご検討ください。

なお、口座振替のできる金融機関は JA 岡山・JA 晴れの国岡山・ゆうちょ銀行・中国銀行です。お手続きの際は申込用紙をお送りいたしますので当区までご連絡ください。(なるべく JA か郵便局をお選びください。)

賦課金の納付には
便利な口座振替を
ぜひご利用下さい！

□座振替可能な金融機関
岡山市農業協同組合
晴れの国岡山農業協同組合
ゆうちょ銀行
中国銀行

お手続きの際には申込用紙を送付しますので下記まで
ご連絡をお願いします！！

高梁川用水土地改良区 管理課 Tel:0866-31-5200

○組合員資格の得喪手続きについて

農地の異動や組合員名義の変更があった時は原則として組合員の皆様から当改良区へ連絡をしていただくことになっています。

賦課金通知書裏面の通信欄が資格得喪通知書によりご連絡ください。資格得喪通知書は下記ホームページからダウンロードできます。

改良区ホームページ URL <http://t-midori.net/>

※トップページの左メニュー項目「各種様式 DL」よりダウンロード出来ます。

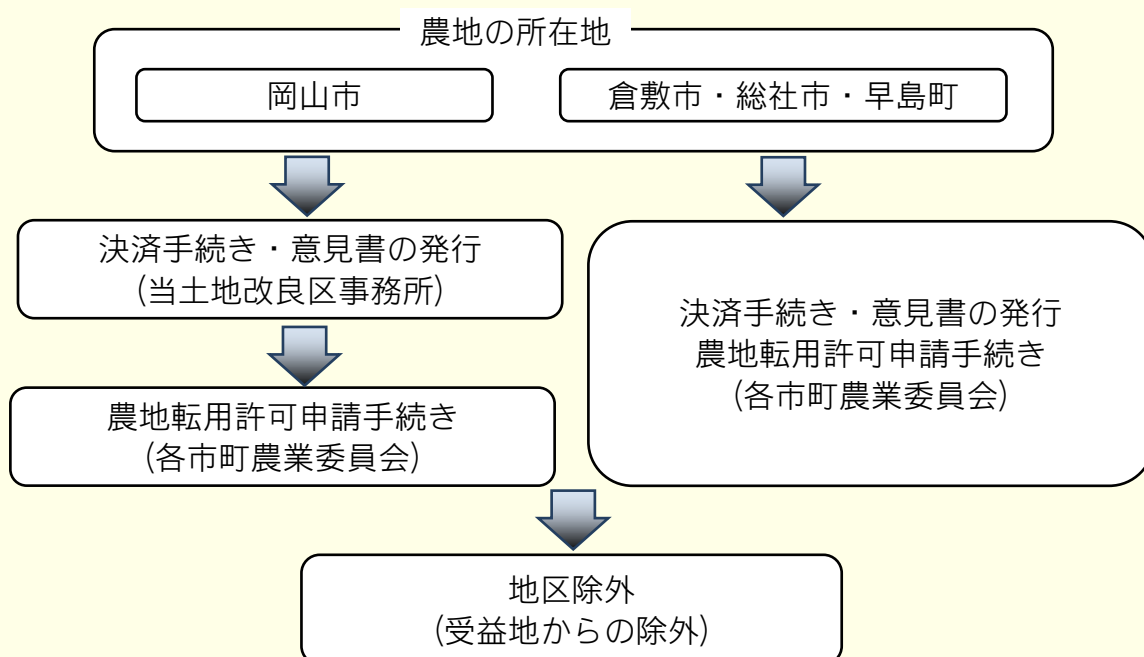
○農地転用（地区除外）手続きについて

農地を宅地や道路など農地以外のものに転用する場合は、土地改良法 42 条に基づき農地転用決済金を土地改良区へ納入し、地区から除外する手続きが必要です。

これは当改良区が組合員の合意のもとに設立され、その運営は組合員の方々が負担する賦課金で賄われており、転用により農地が減少すると、今後の運営に要する経費は、残された農地を耕作する組合員が過重に負担することになり、その負担を避けるためのものです。

また、住宅などの個人的な転用に限らず、公共事業用地（道路、河川、水路、学校用地、公園など）として買収された場合もこの対象となります。

【地区除外までの流れ】



○農地転用申請に係る必要書類

- ①農地転用等の通知書（当区ホームページからダウンロードできます。）
- ②転用対象農地の登記簿謄本の写し
- ③転用対象農地の位置図と公図の写し（切り図）
- ④身分証明書（運転免許証、顔写真入りの社員証（名刺） など）

○注意事項

- ・当改良区に申請された農地（岡山市のみ）についての意見書は発行までに数日（一週間以内）要しますので、余裕をもった手続きをお願いします。
- ・公共事業用地（農業委員会の許可を要しない転用を含む。）として買収された土地に対する農地転用決済金については、一般的に土地の買収価格に含まれているものとして取り扱われますので、農地を売られた方（組合員）が決済していただくようお願いします。
- また、農地転用決済金は譲渡費用として取り扱われ、譲渡所得から差し引くことが認められています。
- ・市街化調整区域内の転用申請時に添付する改良区意見書は転用許可見込みのあるものについてのみ発行していますので、事前に農業委員会に相談の上、手続きにお越し下さい。

令和 2 年度決済金単価 25,200 円/10 アール

（内訳：維持管理費 14,200 円 調査費等 11,000 円）

決済金は1件の申請につき、転用面積に単価を乗じ、1円未満を切り捨てます。
ただし、決済金額が10円未満のときは、その全額を切り捨てます

○おもな留意事項について

★当改良区の一時的転用申請の受付が廃止になりました。

地区除外手続きは全て永久転用時にお願いします。農業委員会における一時的転用許可期間中は農地に復元されることが前提であるため、受益地として取り扱います。

★転用申請の取下げ、転用不許可による決済金の還付処理が変更になりました。

徴収額から調査費および賦課金相当分を控除して還付することとなりましたので、確実な転用計画により、地区除外手続きをお願いします。

- ・令和2年度調査費単価は10アール当たり11,000円です。（決済単価の内訳のとおりです）
- ・当初の申請から決済金還付請求があるまでの期間が1年以上の時は、この期間にかかる賦課金相当分を別途、徴収額から控除して還付します。

令和２年度 高梁川用水土地改良区農地転用決済金一覧表

転用農地に係る決済金額		10アール当り 25,200円
市町名	区 域 の 名 称	
倉敷市	倉敷市の内 東町，船倉町，美和１丁目，美和２丁目，稻荷町，南町，中央１丁目，中央２丁目，新田，石見町，白楽町，老松町１丁目～老松町５丁目，田ノ上，田ノ上新町，沖，沖新町，堀南，西中新田，笹沖，吉岡，浦田，福井，東富井，西富井，上富井，四十瀬，安江，大内，川入，日吉町，北浜町，日ノ出町１丁目，日ノ出町２丁目，浜ノ茶屋１丁目，浜ノ茶屋２丁目，浜町１丁目，浜町２丁目，昭和１丁目，昭和２丁目，幸町，大島 福島，平田，八王寺町，川西町，酒津，水江，中島，黒石，八軒屋，粒浦，粒江，中庄，黒崎，鳥羽，徳芳，羽島，二日市，加須山，有城，亀山，帯高，三田，生坂，西坂，青江，宮前，浜ノ茶屋，西岡，祐安，五日市，中帯江，西田，早高，高須賀，西阿知町，西阿知町西原，片島町，西阿知町新田，連島町連島，連島１丁目～連島５丁目，連島町亀島新田，連島中央１丁目～連島中央５丁目，亀島１丁目，亀島２丁目，神田１丁目～神田４丁目，連島町矢柄，連島町西之浦，連島町鶴新田，福田町浦田，福田町福田，福田町古新田，北畝１丁目～北畝６丁目，中畝１丁目～中畝１０丁目，南畝１丁目～南畝７丁目，松江１丁目～松江４丁目，東塚１丁目～東塚７丁目，福田町広江，広江１丁目，広江２丁目，藤戸町天城，藤戸町藤戸，玉島上成，玉島，玉島１丁目，玉島阿賀崎，玉島阿賀崎１丁目～玉島阿賀崎５丁目，玉島中央町１丁目～玉島中央町３丁目，玉島柏島，玉島勇崎，玉島乙島，玉島長尾，玉島爪崎，新倉敷駅前１丁目～新倉敷駅前５丁目，玉島八島，玉島黒崎，玉島黒崎新町，上東，下庄，西尾，日畑，矢部，山地，松島，二子，栗坂，茶屋町，茶屋町早沖，船穂町船穂，船穂町水江，真備町岡田，真備町辻田，真備町川辺，真備町有井，真備町市場，真備町箭田，真備町下二万	
総社市	総社市の内 総社，駅前１丁目，駅前２丁目，中央１丁目～中央６丁目，総社１丁目～総社３丁目，井手，門田，井尻野，小寺，福井，刑部，長良，窪木，南溝手，金井戸，北溝手，秦，上原，富原，下原，駅南１丁目，駅南２丁目，三輪，溝口，真壁，中原，三須，上林，下林，赤浜，西郡，地頭片山，岡谷，宿，清音柿木，清音軽部，清音上中島，清音三因，清音古地	
岡山市	岡山市の内 北区三手，北区小山，北区福崎，北区高塚，北区高松田中，北区下土田，北区門前，北区立田，北区高松原古才，北区高松，北区和井元，北区加茂，北区惣爪，北区津寺，北区新庄上，北区新庄下，北区吉備津，北区庭瀬，北区平野，北区延友，北区東花尻，北区西花尻，北区川入，北区撫川，北区中撫川，北区納所，北区大内田，南区妹尾，南区箕島，南区大福，南区妹尾崎，南区古新田，南区山田，南区東畦，南区内尾，南区中畦，南区曾根，南区西畦，南区藤田，南区川張，南区彦崎，南区片岡，南区宗津，南区迫川	
早島町	都窪郡早島町の内 早島，前潟	

役員名簿及び組織図

○役員名簿 (R2. 4. 1 時点)

【任期：平成 30 年 10 月 20 日～令和 4 年 10 月 19 日】

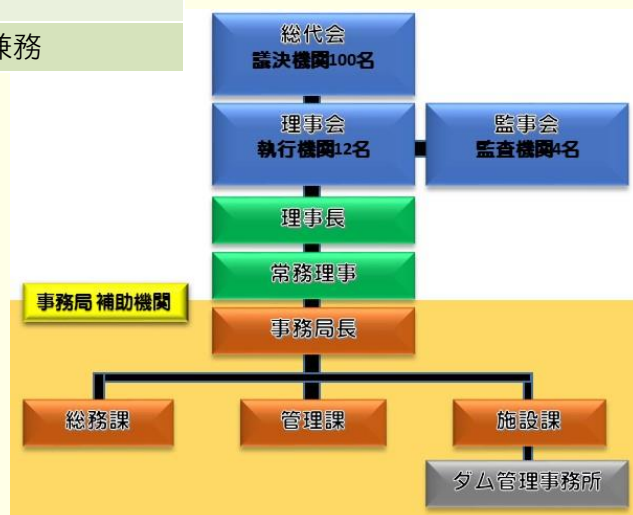
役 職	氏 名	住 所	備 考
理事長	矢 野 秀 典	掲載終了	
副理事長	花 巻 修 二		
理事	高 橋 昌 巳		総務課担当
理事	藤 井 裕 志		管理課担当
理事	加 藤 晃 敏		施設課担当
理事	三 宅 銀 造		
理事	難 波 弘		
理事	楠 戸 通 博		
理事	内 田 勇		
理事	岡 田 誠 男		
理事	薬師寺 茂		
常務理事	舟 越 三 嗣		
総括監事	佐 藤 豪 温		
監事	中 川 逸 実		
監事	江 口 仁 志		
監事	田 中 肇		R2. 4. 1 就任

○職員名簿（令和 2 年度）及び組織図

所 属	職 名	氏 名	備 考
総務課	事務局長	横 山 佳 弘	
	課 長	村 上 泰	
	主 査	野 瀬 健 司	施設課兼務
管理課	課 長	岸 本 浩 明	
	技 師	橋 本 健 生	施設課兼務
	臨 時	渡 辺 昌 子	
施設課	事務局次長	金 藤 朋 美	施設課長事務取扱
	課長補佐	井 本 和 也	
	主 幹	岡 正 樹	管理課兼務



正副理事長、常務理事及び職員一同



組織図